

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月16日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第 1 号

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年4月2日

つくば市長 五十嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和7年2月21日 午後3時20分

2 事故発生場所

水戸市中央一丁目4番地1 水戸市役所駐車場

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

駐車中の車両に乗車する際に相手側車両の右後部ドアに接触し破損させたもの

5 損害賠償額

金12,100円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金12,100円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。